

平成24年第5回(12月)川南町議会定例会会議録(3日目)

平成24年12月11日(火曜日)

本日の会議に付した事件

平成24年12月11日 午前9時00分開会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 議案第 44号 川南町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例を定めるについて |
| 日程第2 | 議案第 45号 川南町下水道条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第 46号 川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第 47号 川南町都市公園条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第 48号 川南町東地区運動公園条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第 49号 川南町敬老祝金支給条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第 50号 町道路線の廃止について |
| 日程第8 | 議案第 51号 町道路線の認定について |
| 日程第9 | 議案第 52号 財産(土地、建物及び付帯設備並びに備品等)の無償貸付及び無償譲渡について |
| 日程第10 | 議案第 53号 宮崎県市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第11 | 議案第 54号 平成24年度川南町一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第12 | 議案第 55号 平成24年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第13 | 同意第 3号 教育委員会委員の任命について |

出席議員(13名)

1番	中津 克司 君	2番	河野 幸夫 君
3番	濱本 義則 君	4番	川上 昇 君
5番	林 光政 君	6番	川越 忠明 君
7番	内藤 逸子 君	8番	児玉 助壽 君
9番	米山 知子 君	10番	税田 榮 君
11番	徳弘 美津子 君	12番	竹本 修 君
13番	山下 壽 君		

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 一二六 君 書記 山本 博 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長日高 昭彦 君	副町長山村 晴雄 君
教育長木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長篠原 浩 君
総務課長諸橋 司 君	総合政策課長永友 尚登 君
農林水産課長押川 義光 君	農村整備課長横尾 剛 君
建設課長村井 俊文 君	上下水道課長新倉 好雄 君
農業委員会 事務局長杉尾 英敏 君	教育総務課長吉田 喜久吉 君
生涯学習課長橋本 正夫 君	税務課長永友好典 君
町民課長黒木 秀一 君	環境対策課長三角 博志 君
健康福祉課長佐藤 弘 君	代表監査委員三角 巖 君

午前9時00分開議

○議長(山下 壽君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

ここで、総務課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○総務課長(諸橋 司君) おはようございます。昨日の内藤議員の一般質問の中で「行政財産を普通財産とする規定はどこにあるのか」という御質問に対し、「地方自治法第238条の4第7項の規定によるもの」という答弁をいたしました。訂正しておわびを申し上げます。

○議長(山下 壽君) 日程第1 議案第44号「川南町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例を定めるについて」、日程第2 議案第45号「川南町下水道条例の一部改正について」、以上2議案を一括議題とします。

これから本2議案について質疑を行います。質疑はありますか。

○議員(濱本 義則君) 議案第44号の水道事業の布設工事監督及び水道事業技術管理者に関する条例を定めるについてについて御質問いたします。

まず、この条例を定めるということですから、今度初めて町条例ができるわけですね。この条例の中身ちょっと見ますと、水道事業そのものがこういった監督者とかそういった資格者がいないとできませんよということだと思んですけど、そういう解釈でよろしいですかね。

○上下水道課長(新倉 好雄君) 濱本議員の御質問にお答えいたします。

今回の条例の新規設定につきましては、今まで、現在までは国の基準に従って管理してきましたが、今回水道法の改正に伴って、独自に各自治体の条例において設定することになりました。したがって、この条文どおり、今まで現在も監督員及び技術員は配置をそれぞれ1名ずつ配置しております。

以上でございます。

○議員(濱本 義則君) それ聞いて安心いたしましたけども、今までもだから国の水道事業法の規定の中で監督者がいなければならないということで、それは川南町もちゃんと監督者を配置してたということよろしいですね。

終わります。それでいいです。

○上下水道課長(新倉 好雄君) 濱本議員のおっしゃるとおり、今までも同様の技術員を配置しております。

以上でございます。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 今の質問と関連はいたしますが、今までは国、県がその責任を負って法制化されていたものが、今回地方自治体で管理監督するっていう条例を定めるってなったというふうに理解しているんですが、大きな問題点っていうのはないのかということと、

今専門的な知識を持った職員がいなければならないということになって、今1名配置されてるってことに、専門的なものを持つてる者が1名配置はされていますって言われましたが、例えばこの条例ができたことによってトラブルが発生したとか、責任があったというのは今までどおりっていうふうに解釈していいんでしょうか。

○上下水道課長(新倉 好雄君) 内藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますけども、この水道法の改正が行われる前、以前においても、水道法の中で各自治体、事業体の中でそういった技術者、監督員は配置しておきなさいっていう条文は変わりません。よって、水道法の改正でその条文が各自治体の条例で設定をしなさいってことになりましたので、内容としましては国の条文をそのまま参酌しておりますので、何ら管理上、あと権利、そういったものについても何ら従前と変わりはありません。

以上でございます。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山下 壽君) これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。したがって、議案第44号及び45号は産業建設常任委員会に付託します。

日程第3「議案第46号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」

日程第4「議案第47号川南町都市公園条例の一部改正について」

日程第5「議案第48号川南町東地区運動公園条例の一部改正について」以上3議案を一括議題とします。

これから本3議案について質疑を行います。質疑ありませんか。

○議員(米山 知子君) この別表の中で気になったのが、野球場、陸上競技場、庭球場、弓道場、プールに関しては、町外の者が使用するとき、または町民が入場料を徴収するときの使用料は、金額の欄に掲げる額の4倍とするってなってるんですね。今度その下の次のページ、別表の中の改正後に例えばピッチングマシンの使用、それから大久保の合宿所の使用に関しては、町外者が利用する場合の料金については2倍とすると。4倍と2倍という違いがあるんですが、この辺はどういう理由のもとにこういう違いが出てきたのかをお尋ねいたします。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) 今の米山議員の質問にお答えいたします。

今まで野球場とかプール、陸上競技場、その他4倍で町外者が使用する場合は4倍と規定していたが、今回の施設については2倍であるが、そこ辺の違いというのはどういうことかということでしょうけど、今までの町外が4倍というのが、実際よその施設とよその町村で

すね、他市町村の施設と照らし合わせると4倍という金額というのがちょっと高過ぎるというのがありますし、今回新たな施設を整備することによってこの使用料条例を出さしていただいたんですけれども、他町村を調べるに当たって、町外者との差は2倍というのがどこのところもそういうふうになっておりますので、新たな施設ということで、これから整備するところにつきましては、そういったよそとの均衡と申しましょうか、4倍という金額を聞いたときに4倍ですかという問い合わせがよくありましたけど、条例でありましたので、それはもう載ってますので4倍でお願いしますということを言っていましたけれども、今回新しい施設についてはそのようにしたところですよ。

24年の6月に町長のほうでも答弁の方で、今後の使用料を見直すことに関しては、当然それは取り組んでいくという答弁も行ってありますし、これからほかの使用料につきましても公施設の受益者負担のあり方の審議会なるものを立ち上げまして、それぞれ現在の使用料についても随時一つ一つやっついては当然その時々のことになってまいりますので、全体の使用料をこれから見直していきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（米山 知子君） せっかくこういう新設の機会に、新しい施設ができた機会に使用料を見直したわけですから、そしたら4倍ですかという驚きの声とともに対応があったということを経験していらっしゃれば、当然この提案をするときに、この4倍ということにも着目をして、これもいいのかと、これも改正できないのかというのを検討された上で提案されるべきではないかと思うんですね。

公の施設というのは、いかにしてたくさんの方に利用していただくか。また、それがどのようにしたらその目的を達せられるかということですので、本来はもう皆さんどうぞ御自由にお使いくださいのほうがいいのかもしれませんが、やはりその使用する場合の使用する側の責任を感じてもらうために、あるいは維持管理のために使用料を取るということはこれは当然のことだと思うんですね。

ただ、その額をどこに算定するかというところには、最新の注意を持って設定していただかないと、一旦こういうふうに決めてしまうと、また今度改正するときにはこういう提案をされて、議案として上げなければ改正できないというようなことが起こってきますので、そこ辺の検討というのはきちんとなされたんでしょうか。今から適宜していきますということですけど、以前から使用料徴収条例については私何度も質問をしておりますが、今回はそのことについてこの議案の中には触れられておりませんので、あえて申しませんが、せっかくこういうふうの使用料徴収条例について提案をするのであれば、きちんとそういうところを整理した上で提案をされるべきではないかと思いますが、その辺はいかがですか。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） ただいまの米山議員の質問にお答えいたします。

確かに米山議員のおっしゃるとおりであります。早く着手して、このそぐわないというものに対しまして、早くから条例改正に向けて準備は進めてきましたが、早く先ほど言いまし

た審議会なるものを立ち上げて、全体の見直しを図っていかなければならないんですけども、なかなか御存じのように使用料徴収条例というのが多岐にわたってたくさんのかかりのボリュームですので、生涯学習課だけでなく、全課にわたっていろんなことを検討しなければならないと思っています。

そこで、もう既にそこに向けて審議はしてるんですけども、まだ審議会なるものは立ち上げてません。今おっしゃったように、今の町の施設というのは、町民が使う場合は使用料を取らない場合は、この陸上競技場とか野球というのは取らないようになってます。先ほど言った受益者負担のあり方から考えても、これからは、町民の方にも維持管理をしていくその部分についても御負担をしていただくということも必要ではないかということを考えてまして、その辺についてもその審議会の中で検討していただいて、それで全体的に見直すということで考えております。

以上です。

○議員(米山 知子君) 今やってるということですけども、結局町長が言われるように、ゼロ予算でいかにして町を活性化するかということはソフト事業なんですね。ソフト事業の一翼を担ってるのは、生涯学習課のこういう社会体育あるいは教育に関するところの施設だと思うんです。ですから、今審議してるとか、多岐にわたるとかいうようなことは言いわけでしかないと思いますので、もっときちんと取り組んでいただきたいと思います。

それと、細かいことですが、その2倍にするということの中に、前から決まってるのは入場料を徴収する場合というのが一つついてるわけですね。町外者の使用あるいは入場料を徴収する。ということは、利益を上げるところの団体に関しては、町内であろうとも4倍にするというふうな解釈だろうと思うんですが、合宿所の場合はそういうところの2倍にする前に、そういう条項何もないんですね。じゃこれは本当に営利を目的とするような者が使わないか。そういうことは断定できないと思うんですね。

例えば、もし大会を誘致すると。そのときに、ここで寒い日だったら豚汁をつくって売ろうと。恐らく参加者から喜ばれると思います。そのときに豚汁をつくって売る。その豚汁をつくるためにこの合宿所の調理場を使う。そういう場合にはそれが町外の方か、あるいは町内の方か、そこらあたりも違ってくると思うんですね。明らかにこれは利益を上げるためのものであれば、何らかの規定といいますか、そういうのを想定をしなければならないと思うんですけども、いろんな施設を利用する場合に、こういう場合もあるんじゃないか、ああいう場合もあるんじゃないかというイメージを描く。その施設を頭の中に置いて、こういう大会の運営があるんじゃないか、こういう使い方があるんじゃないかという、そのイメージを描くということをして、こういうことは想定していただかないと、それは1人の人じゃなくって恐らくたくさんの方のイメージをいただいたほうがいいと思うんですね。そういうふうな手順を踏んでからでないと、なかなかこういうふうな規定というのは盛り込めないと思うんですけども。済いません、長くなりました。基本的には、いかにこの施設を有効に活用

していただくか。そして町にとっても財政的負担が少なくなるようにするかということがまず前提ですし、そのためのことを担当課はしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

もう一つの1点は、今の合宿所の調理場の運営、使用の仕方についてはどう考えているのかということ。もう3回目ですので、あわせて2つのことについてお伺いいたします。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) ただいまの米山議員の質疑に再度お答えいたします。

後で出てきます48号のほうで、東地区運動公園スポーツ合宿所及びこれに附属する施設を使用する者ということで、この新たな施設につきましては東地区公園、それから屋内の屋根付多目的運動場使用料、これにつきましてはこの新たな施設については入場料を徴収しない場合には町民は使用料を免除するというように規定しておりますけれども、48条の中でこのスポーツ合宿所及びこれに附属する施設を使用する者については、使用料は徴収させていただくということで、町内の方もこのスポーツ合宿所については使用料を取らせていただくということに規定しております。

そういったことを誰がどのように使うかということイメージして考えなさいということ、確かにそのとおりだと思います。私たちも生涯学習課だけでなく、全課にわたってこういったものを出すけれども、どうでしょうか。

それから、部外的な者にはまだ今回そういった相談はしなかったわけなんですけれども、この条例を定めるに当たっては、いろんな意見を聞いてきましたし、いろんなイメージを行ってきたつもりでございます。

以上でございます。

○副議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 議案第46号から48号までの条例改正について、この維持管理を赤字にならないために、どれだけ利用する人をふやすのか、展望はあるのでしょうか。そのことを伺います。

○議長(山下 壽君) 内藤さん、もうちょっと大きい声で言うてくれん、ちょっと聞きづらかったらしいけど。

○議員(内藤 逸子君) 済いません。使用料を定めておりますけれども、維持管理を赤字にならないための維持管理は考えているのかということで、どれだけ利用する人なんかをふやすための展望とかいうものを持って今回使用料なんかを検討されたのかをお尋ねします。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) ただいまの内藤議員の質問にお答えいたします。

維持管理のことを考えてこの使用料を決めたかということだと思いますけれども、それも赤字というのは公共施設についてはどんなに相当な使用料を取らないと、そういったものは赤字というのはもうついて回ることだとは思いますが、維持管理の一部を担っていただくということでいろんな市町村の使用料、それから我が施設を考えながらこの使用料というのは決めさせていただきました。

以上でございます。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（児玉 助壽君） この46号の多目的屋根付多目的運動場の使用料じゃけんど、これぎょうらし高いこっちゃあるけんど、こんくらの何じゃったらこれは雨日しか使えんような感じもするがよっと。ちゅうことは晴天のときにはもう全然使えんような、これは感じもすつとやけんど、そげなつたばしたら稼働率としていかなもんじゃろかいと思うちゃけん、晴天のときでも使えるようなこの値段設定を、別に晴天のときにはちつと安うするような設定をせな、これは稼働せんじゃねえの、これは。この施設そのものが。こげな値段じゃつたら晴れとる日は全然使えんと、よっぽし大雨んときじゃねえと。そこ辺がちょっと考えていかないかとやねえ。せつかくつったもんが雨日ばつた稼働しとって、晴れた日が稼働せんごちゃつたら、これは何にもならんがよ。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） ただいまの児玉議員の質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり雨の日以外の晴天の日のほうがイメージとしてもそんなに使用されないという感はありますけれども、いろんなこの使用料を決めるに当たって、ほかの市町村の施設なんかも見てお話も聞いたところ、いわゆる晴天であつてもいろんな例えばがんがん照りの夏とかですね、そういったときにもやっぱり屋内のほうがいいということで、屋内で練習をしたりするというのもかなりあるようです。それに運動会とかいろんな多方面で使うことはできると思います。

それにきのう町長の答弁にもありましたように、テニスコートも2面ございます。このテニスコートなんかというのは、雨とか関係なしに、かなり使用されているふうに思っております。それから、フットサルもできるようにしておりますし、確かに雨天練習場という趣はありますけれども、多目的でつくっているということから、いろんな方面で使用していただけると思います。

金額が高過ぎるんじゃないかということですが、安ければ安いほうが皆さんには喜んで使っていただけるわけなんですけれども、これはほかの市町村の具合も見ますし、1時間当たりの単価から、このそれぞれの使用料を出してますけれども、よその施設に比べてもそんなに高いとは、高くは設定しておりません。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） よその市町村はどげでええけんどんよ、その晴天のときで使うことは使うけど、その稼働率のものを言いよっちゃけんどんよ。それは晴天のときは、雨の日10日使つて、晴天の日は1日しか使わんかったら、全然稼働しとらんちゅうことになるじゃねえか。ちつと稼働率考えて物言わんなよ。雨日も晴天の日も稼働率は変わらんと、ほかの市町村では。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問でございますが、この屋根付多目的運動場ということで、総合的なスポーツランド構想の中の位置づけでありまして、現状といたしまして、野球、ソフトに目を向けると、確かに雨天練習場の趣がありますが、今考えてるのは、情勢

的にやっぱり直射日光を避けるという方々は非常にふえております。フットサル、テニスコートにおいてもそうですが、あと子供たちの運動会、高齢者のいろんな大会等も予定しております。なおかつ将来的には自立できる指定管理者制度、そういうことも念頭に置いておりますので、今児玉委員の御指摘のとおり、いかに稼働させるのか、いかに利用するのが一番大事なことと考えておりますので、今後検討していきたいと思っております。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 異議なしと認めます。したがって、本3議案は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第6 議案「第49号川南町敬老祝金支給条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） この88歳をなくすことによって、どれぐらいのお金が削減されるのか、計算されておられれば教えてください。（発言する者あり）聞こえない。濟いません。88歳をなくすことによって、どれぐらいのお金が節約できるのか計算していれば教えてください。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの内藤議員の御質問にお答えいたします。

本年度予算規模で申し上げますと、194万円となっております。その前後する金額が削減される見込みでございます。

以上でございます。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 異議なしと認めます。したがって、本議案は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第7 「議案第50号町道路線の廃止について」

日程第8 「議案第51号町道路線の認定について」以上2議案を一括議題とします。

これから本2議案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。したがって、本2議案は産業建設常任委員会に付託します。

日程第9 議案第52号「財産土地建物及び附帯設備並びに備品等の無償貸し付け及び無償譲渡について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(内藤 逸子君) これは野田原保育所のことなんですけど、済いません、職員の意向はどうなっているのでしょうか。職員は私立になった場合、今働いている人たちってというのはどうなるのでしょうか。

それと、子供たちに対して職員がかわるってということに対してどう考えているのか、お尋ねします。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) 内藤議員のただいまの御質問にお答えいたします。

まず、職員の処遇でございます。職員の処遇につきましては、野田原保育所正規職員につきましては、御承知のとおり、ほかの保育所への異動となります。なるというふうに思っております。それから、臨時職員等につきましては、同じように希望される方がおられれば、そういう対応になると思いますし、現在、友愛社さんのほうで野田原保育所の新設に関しまして希望をとりまして、そちらのほうへ行きたいという方につきましては試験をして採用をされるという、全員ではございませんけども、かなう方は採用されるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議員(内藤 逸子君) クビになるということはないんですかね。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) もともと臨時職員でございますので、期間が終了した時点で終了ということになりますので、クビとかいうのはちょっと表現が難しいんですけども。正職員につきましてはそういうクビということはありませんので、御承知をしていただきたいと思います。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 職員の意向に沿う、期限が切れて希望しなければ、希望しなければっていうか、もし残りたいという、友愛社のほうに残りたいという希望の場合、希望がかなえられるのでしょうか。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) 友愛社さんのほうにということでしょうか。先ほど申しましたように、友愛社さんのほうが雇用者、雇い主になりますので、友愛社さんのほうで希望をとりまして、試験、いわゆる採用試験を行われます。その結果で採用された方につま

しては採用と。正規に採用されるということで御理解いただきたいと思います。希望どおりはちょっと限らないというふうで御理解いただきたいと思います。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(徳弘 美津子君) 議案52号の中の譲渡する財産の中に備品及び什器って一式ございますが、備品に含まないものがさまざまあるんですが、それまで含めて全ての譲渡でよろしいんでしょうか。

○総務課長(諸橋 司君) 徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

補足説明で申し上げました関連備品なんですけど、これ一部を上げております。あと備品の一覧表がありますので、その他の備品も含まれております。

以上です。

○議員(徳弘 美津子君) 私が監査のほうにいたときに、新しいオルガンが2台あったんですね。これは備品の中にはなかったんですが、伺いますと、昨年度の事業で野田原保育所の保育事業の取り組みの中で全国の中で選ばれて野田原保育所に贈られたというオルガンが2台ありました。これもそのまま譲渡するんですよということが言われたんですが、基本的に野田原保育所の事業の取り組みの中で結局譲渡されたわけですので、これがそのまま石井さんにそのままいくのかなっていうのがちょっと疑問なんですけども、そのあたりはどうでしょうか。

○議長(山下 壽君) 暫時休憩します。

午前9時38分休憩

.....

午前9時39分再開

○議長(山下 壽君) 休憩前に引き続き会議を続行します。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) 徳弘議員の御質問にお答えいたします。

今回提案している中身につきましては、今言われたように備品ではありませんので、この提案の中の備品には入っていないというふうに解釈しております。

なお、そういう消防のほうで昨年度いただいたものにつきましては、その古いやつがもう既に廃棄等をしてる関係でございますので、原則的にそちらのほうもお渡しするというふうに考えております。

以上です。

○議員(徳弘 美津子君) その事業の取り組みがわかりませんが、野田原保育所の保育事業の取り組みの中で行われたオルガン2台じゃなかったんですかね。だから相手先が変われば、それはやっぱり町のものではないかなと思うんですけども、そこらあたりの考えというものはどういうふうに考えてらっしゃるのか。やはりそれが保育事業でしょ。町の取り組む事業としてそれが譲渡されたわけですので、それがそのまま相手先側の石井さんに移るということは、ちょっとそれは腑に落ちないというか、おかしいんじゃないかなと思ってま

すけど。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) 解釈の違いですけども、町にいただいたというよりも、野田原保育所の園児に渡されたというふうに解釈しておりますので、園のいろんな行事をするために必要なものであるというふうに解釈しておりますので、先ほど回答したような、答弁したような内容でお渡ししたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。したがって、議案第52は総務常任委員会に付託します。

日程第10 議案第53号「宮崎県市町村総合事務組合規約の変更について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は総務常任委員会に付託します。

日程第11 議案第54号「平成24年度川南町一般会計補正予算(第4号)」、日程第12 議案第55号「平成24年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)」、以上2議案を一括議題とします。

これから2議案について質疑を行います。質疑ありませんか。

○議員(税田 榮君) 畜産のことなんですけど、3,000……(「議案番号、議案番号」と呼ぶ者あり) 濟いません、議案第54号についてですけど、一般会計の中の農林水産関係で3,000……。6款の農林水産業の畜産の19節負担金及び補助の中でですね……。ちょっと濟いませんね、ちょっと勉強不足で、これ忘れてきたもんじゃからですよ。畜産の補助のことなんですけど、一般質問でも言いました保留牛の補助だけは残してほしいと思うんですけど、どうでしょうか。

○農林水産課長(押川 義光君) 税田議員の御質問にお答えいたします。

今回の減額につきましては、現行の規則、要綱に基づきましたことはいじるということで

はございません。あくまでも頭数減に伴うということで提案理由に申しておりますので、保留については当然制度的には残っておるという状況でございます。ただ、頭数が見込まれないので、今回減額をするということでございますので、それで御了解いただきたいと思いません。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(児玉 助壽君) この一般会計補正予算議案第54号じゃけん、この8ページの農林水産業費分担金についてはこれは総務課長に聞くけんどんよ、これは受益者の負担分じゃろうがね。こんげして負担する分は上げんならんちゃけんどんよ、これは設置せんものとは全然上がってこんわけじゃが、きのうも言いよった、あんたら将来改正するか未納金っちならんちゅう言いよったけんどんよ、町税の未納、将来払うかい、未納金扱いせんとなね、あんたら。これはほんとだったら当初に出さんにゃ、あんたらこりゃ。歳入見込み額で。大体補正であること自体がおかしいわね、これは。歳入見込み額で上げんにゃ、これは本当は歳入見込み額で上げて増えた分とか減額した分を補正でやるというのはわかるけんど、ほんとやったら当初予算で歳入見込み額で上げんにゃ事業は執行できんはずじゃが。

○総務課長(諸橋 司君) ただいまの御質問なんですが、昨日も申しましたように、当初に農業費分担金4万1,000円計上しております。今回139万8,000円の補正でございます。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) これはね、おかしちやねえね、あんたら。もう事業費がわかっつとつとやかい。今年設置、給水栓設置と末端の散水設置するのはわかっつとつとやかい。大体もう歳入見込み額では当初で上ぐつとが筋じゃね。この中の副町長、あんたも言いよったが、税金もあんただ、将来払うなんがあつたら、未納額せんとか聞きよったけんどよ。同じこつち言いよつたど、あんたら。未納額、これはあんたらええかげんなことばかり言いよるけんどよ、将来開栓するか言うて、当該会計じゃからよ、ね。当該で会計処理せんにかいかんたあね。じゃろ。じゃかい当該で会計処理せんかい。税金も次の年払う何があつてん、未納で上ぐるとやがね。これも一緒じゃがね、あんたら。

ええかげんな答弁せかせんけんど、総務課長、あんたが総務の会計処理しよつたがよ、おかしいよ、これは。

○総務課長(諸橋 司君) ただいまの御質疑なんですが、昨日も申し上げましたとおり、条例と規則に基づいて進めております。

それから、これも昨日申し上げましたけど、開栓手続をして初めて負担が伴うということで理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) あんたらね、条例で徴収するごつなつとつとよ、規則でとらんごつちゅうが、税徴収条例で規則はよ、その徴収漏れがねえごちゅう規則をつくつとやがね。徴収漏れをのがるるような規則をどこにつくるなんがあるね。徴収漏れがねえごつ督促状送つ

たり、そして延滞金を課したり規則できむったとやろがね。徴収漏れねえごつ、させんために。何言いよつとね、あんたら。その抜け穴をつくるようなよ、規則がどこにあるね。規則は条例に附則してつくったい。何でつくるかは徴収漏れがないごっちゃがね。延滞金や何やらつけたら、払わならんわけじゃかい。そのための規則であってよ、徴収漏れじゃの、職務怠慢を起こすような規則をどこでつくるね、ここ川南町役場ばかりじゃね。

将来は例え払うてんよ、当該解決したろ。副町長、当該会計じゃったら当該年度で処理せんにゃならんとがね。ええかげんな答弁ばかりしよるけんどのよ、先行投資なんのち言うたり、農業債でんよね、この毎年あるけんよ。農業債がよ、歳入見込みがあるかい農業債で借金する、何するわけじゃがよ。それで歳入歳出が同額になるちゅう説明すつとやろが、この最初に。ちゅうことはよ、歳入町税じゃっち、一緒よね。町税の税金がねえけんどの、歳入見込み額で事業がその金額で事業するわけじゃろうがね。歳入見込み額を上げん限りは事業はできんはずじゃが。何とね、あんたら。

総務課長、そげな会計処理をしよつたね、ここは。

○総務課長(諸橋 司君) 再度申し上げますが、畑かん事業につきまして開栓手続して初めて負担金が発生するという御理解をお願いします。

○議員(児玉 助壽君) そんなら関係あるか、ほな。事業費ど事業費。建設事業費ど。設置、開けようが、開けまいが関係ねえとて、設置事業費じゃがね、あんたら。何のわけのわからんこつ言いよるとねあんたら。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(米山 知子君) 24年度川南町一般会計補正予算(第4号)の予算書16ページ、17ページ、歳出の項で、1項総務管理費の中の高鍋高校ラグビー部全国大会出場補助金、これは総務課のほうで補足説明がありましたが、町内出身者は今年度は何人いたのか。こういうふうに全国大会に出場する場合の規定とすれば、生涯学習課ですかね、そこで多分全国大会出場というのは1人いくらというふうな額の規定があったように記憶をしていますが、そこらあたりとの関係、多分にこれは隣町あたりとのバランスというようなこともあって総務課からの提案だとは思いますが、とりあえずは町内出身者が何名いたのか。そういうふうに一般的には生涯学習課のほうで考えることじゃないかと思いますが、その辺で総務課のほうになったということの理由をお聞かせいただきたいと思います。

あ、それとごめんなさい、もう1点ですね、つい。同じく予算書の24ページ、25ページ、10款教育費、公民館費の中の修繕費30万円、これ補足説明になかったんですが、これはどういう内容のことかをお尋ねいたします。

○総務課長(諸橋 司君) 米山議員の御質疑にお答えをいたします。

高鍋高校ラグビー部の本町出身者は2名でございます。

それから、補助金の金額の決定なんですけど、郡内の状況聞き取り調査して今回の補助金を決定しております。参考までに、郡内の補助金額の報告を申し上げます。高鍋町が50万円、

それから新富・木城・都農・川南町が10万円となっております。

以上です。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) 米山議員の質疑にお答えいたします。

30万円の修繕料が何か内容がわからないということです。内容としましては公民館ですね、その公民館の消防用設備が要するに火事が起きたときにベルが鳴ったりしますけれども、そういった不良箇所が点検によりましてわかりましたので、その修繕でございます。

以上です。

○議員(米山 知子君) 高鍋高校のラグビーの補助金ですけれども、ちなみにちょっと教えていただきたいんですが、ほかのスポーツで全国大会出場の場合には、祝い金ということで支給をされていると思いますが、その額ですね。

それと、同じく高鍋高校の場合には強化指定種目でホッケーとラグビーというふうになっていると記憶しているんですが、ホッケーはチーム数が少ないということもあるんでしょうけれども、もうほとんど全国大会に毎回出ておりますが、そこらあたりの対応についてはいかがお考えでしょうか。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) 生涯学習課で行っております県外九州大会、それから全国大会に出場するときの補助金といたしましては、全国大会が10万円、それから個人で出場の場合が1万円と規定しておりますけれども、これは町内に住所を持っておられる方に対して行っております。チームにつきましては、町内で活動している町内のチームとして全国大会に出場するものに対して行っておりますので、高鍋高校のラグビーにしましても、ホッケーにしましても該当はしないと思っております。生涯学習課の全国大会に出場する補助金としては該当しておりません。

○議員(米山 知子君) 町内で活動しているチームあるいは個人の場合というのはわかるんですが、ホッケーについては町外なので該当しないということですが、それだとラグビーというのも当然町外ですよ。ただ、これは近隣町村との兼ね合いの中でこういうふうな支給しているんですけれども、やはり同じスポーツに打ち込んでいる子供というのは同じだと思うんです、種目は違おうとも、ラグビーであろうとも、ホッケーであろうとも。同じく全国大会に出場するというのであれば、やっぱりそれ相当の私は頑張ってこいよというような激励の意味を込めて考えないといけない。ちまたにラグビーが非情に優遇をされているというふうな声が聞くんです。それはなぜか。職員の中にラグビーをする人がいる、多いというふうな、ちまたの話ですよ、私はそうは思いませんけど。

ですから、そういう意識が町民にあるとすれば、やはり町民皆平等ですよということを考えればね、ホッケーも全国大会に常に行っておりますが、これはもうそれが頑張っているのももちろん言えますけれども、チーム数が少ないと、野球は非常に野球も熱が高いですけれども、野球は強化指定校にはなってないですよ。だけど野球はいろいろ甲子園ということになると、これはまた世の中の一般として非情に応援の熱が高いです。だからそこに種目の差

はあるんですが、やはり行政とすれば、そこは同じくいろんなスポーツに頑張っているんだということを認めてあるということで、そういうふうな全国大会出場ということが耳にすれば我が町の出身者はいないのかと。

そしたら例えばホッケーが出るということになれば、うちの町の出身者で高鍋高でホッケーをしているのはいないのかと、1人おったと、そしたら少なくとも個人の1万円には充当するんじゃないかと。そういうふうな配慮をして、川南でスポーツに頑張っているということをやっぱりアピールする。これが私スポーツランド構想、町内にスポーツを浸透させるということの一つの基本になるんじゃないかなと思うんですね。そういう気配りです。さっきイメージと言いましたがイメージ、気配り、そういうことをもう少し取り組んでいただきたいと思います。

○町長(日高 昭彦君) 今の米山議員の御指摘、御質問でございますが、御指摘のとおりスポーツランド構想を打ち上げて本町にとって、スポーツの意義、スポーツの重要性、また将来にわたるそういうスポーツを含めた組織、まちづくりは大事と感じております。今おっしゃるように、例えばラグビーのことですとか野球のこと、ホッケーのこともありましたけど、まず一番最初に考えることは、その子たちの将来、それを含めた組織としての将来を考えたいと考えておりますし、今回に関しましては要請があった場合に検討したということでございます。

今後ともスポーツの重要性というのは今言われるように気配り、そういう意味も含めて今後検討したいと考えております。

以上です。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(竹本 修君) 議案第54号平成24年度川南町一般会計補正予算中の中の23ページの9款消防費につきまして質問させていただきたいと思います。

このたび退職功労金ということで9名分の167万円ということで計上されてますが、この9名中におきましての年齢の40歳以上、それから一番下のお年をお聞かせいただきたい。

○総務課長(諸橋 司君) 竹本議員の御質疑にお答えいたします。

消防団退職者の中で40歳以上の団員が2名いらっしゃいます。44歳と40歳です。それから一番若い団員が24歳であります。

以上です。

○議員(竹本 修君) 確かに9名中44歳の方が最高、それから若い人につきましては24歳ということでしたが、こういった退職される方の年齢差がございます。これはどうしてかと言いますと、確かに30前後が一番多いんじゃないかというような気がするんですが、こういう44歳ということは、その団員の中でも高齢になってるということが言えるというふうに思います。団員全体では243名おられるというふうに聞いておりますが、その中におきまして各部ごとにおきましてのそういった年齢差がございます。そういったものにつきまして、

人につきまして、非常に私は40歳以上につきましてはですよ、家庭の中でも主体性を持った経営者でございます。

そういうことを考えますと、団の中でやはりそういった退職者におきましては、若返りといえますかそういったものがぜひとも必要じゃないかというふうに思います。しかし、現実的に地域におきまして、地域の世帯数といえますかそういった形がございます。多いところにつきましては500から800、少ないところにつきましては100世帯もない状況の中におきましては、当然こういった40歳以上の退職者が多くなっていくというふうに考えます。そこで小さい部につきましては退職のほうが非常に回転が難しいだろうというふうに思いますが、このあたりの町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○町長(日高 昭彦君) ただいま竹本議員の御指摘でございますが、宮崎県において平均年齢が一番若いのはだんとつで川南町でございます。御承知のとおり人数を枠を決めておりますので、新しい団員が入らなければ退団できないという竹本議員も御承知のことだと思います。町内全体からすると若いでしょうが、確かに地域差があるいろんなことで我々も考慮する必要があると思います。

ただ、消防団の重要性、我々にとって、川南町にとって消防団がいかに大事であるか、いかに今消防団としてまたPTAとしていろんな青年部として活動していただいております。なるだけ負担のいかによいように、そしてなおかついろんな形で我々も支援したいと考えております。

以上です。

○議員(竹本 修君) 我が地域におきましては、17名の部員の中で40歳以上が2名いらっしゃいます。そして現在44歳とお伺いしております。これらにつきましてはの後継者といえますのがなかなか難しいということが考えられている現状がございます。そういうことを考えていった場合に、ここ二、三年で卒業ができる状況にはないというふうに思っております。

それらを考えていった場合、特に先ほどから言われますけど、税の歳入欠陥といえますか、そういった未納者が多いということになれば、そういった方たちへの支援をするためにも家庭に戻すような40歳以上につきましては、そういったものがぜひとも側面的には必要ではなかろうかというふうに思います。そういうことも含めて、地域の格差のない状況の中をつくらせていただきたいというふうに思っています。

家庭も地域も守るといことは一緒ですから、そういうことも含めて要望としておきたいと思います。このことにつきましては先ほど町長のほうから答弁ございましたけど、そういうことも含めて地域の中で考えていただきたいと思います。また結構です。

○総務課長(諸橋 司君) 先ほどの竹本議員に対する答弁の中で、一番若い団員24歳と申し上げましたけど、年長者は40歳以上2人なんですけど、一番若い退団される団員は32歳でございます。

訂正しておわび申し上げます。

○議長(山下 壽君) もういいですか。要望ですか。

○議員(竹本 修君) 要望です。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(濱本 義則君) 議案第54号平成24年度川南町一般会計補正予算(第4号)のうち、これ歳入でございます、14、15、公営住宅の災害共済金、これは25万入っておりますけども、これは保険の多分だろうと思うんですけど、これどういう事故だったんですか。

○建設課長(村井 俊文君) 濱本議員の御質疑にお答えします。

これは2012年の4月3日に低気圧による暴風雨によりまして、白坂住宅の屋根の防水シートがはがれたことによる災害見舞金でございます。

以上でございます。

○議員(濱本 義則君) これ非情に準備万端、こういった形で準備されているのは大変ありがたいと思いますけども、これちょっと別件になりますけども、専決処分においてテントの弁償をしてらっしゃいますね。そのとき私思ったんですけど、これも保険ですから、このままよそさまのものだったらやむを得んと思いますけども、ああいったものに対して行政として保険はどれぐらいかけてらっしゃるんですか。(「どっち」と呼ぶ者あり)いや、別に住宅だけじゃなくて、いろいろなもろもろの設備がつかんでいらっしゃいませんか、わかりますか。なら結構です。

以上です。

○議長(山下 壽君) いいですね。

○議員(濱本 義則君) いいです。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(中津 克司君) 議案第54号健康福祉関係について伺います。3款1項5目障害福祉費、障害福祉サービス費、扶助費1,098万5,000円、これに付随するものとして自立支援医療費、補装具費、障害児施設検討費給付費というのがありますが、これらについては国庫負担金が4分の2、県から4分の1というふうな歳入ももちろんあるわけでございますけれども、説明によりますと新規利用者の見込み増、独立行政法人国立宮崎病院重症心身障害児の病棟の建てかえをやっておりますけども、ここらの入所者の体制変更による報酬単価変更等による増額ですという説明をいただきました。これは見込みがふえることによって入所者の体制が変更して、いわゆる病院に来たときの診療単価等があるわけですけども、そこ辺の変更が増額になったのかどうかお伺いします。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいまの中津議員の御質問にお答えいたします。

障害福祉サービス扶助費につきましては、新規利用者がまず3点ほどございまして、郡内に就労移行支援事業所等が2カ所新築したということで、利用者が増加してきております。これが4月が116名だったのが122名ほどになってきております。それに伴う増額。また国立

療養所の入所変更による報酬単価変更というのが国から示されまして、これが11月に最終的に大幅な変更がございまして、これで増額をさせていただいております。

それから、移行期間中の身体系定着支援事業というのが入っております、いわゆる権限移譲に対するそういう事業に対して、また負担が伴うということで、それに伴う事業費も加算をしているところでございます。

また、自立支援医療費につきましては、更生医療機関として川南病院が指定を受けたということで、そこに対する対象者が7月までが17名だったのが8月以降は27名以上にふえております。そういうことに伴う増加でございます。

舗装費等につきましては、年々これ申請者がふえてきておりますので、10月までの申請者の実績を加算いたしまして、今後の実績を加算いたしまして今後の見込みをつけ加えて不足分を補正を今回提案しているところであります。

以上です。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(川上 昇君) 議案第54号24年度一般会計補正予算の第4号ですね、予算書の16、17ページ。総合政策課長から補足説明があった分なんですけど、まちづくり交付金事業で工事請負費1,200万、高森近隣公園整備工事の分ですね。一般財源600万、それから国でしょうが県の支出金600万ということで上がっているんですけども、これ今になって出てくるということは当初ではこういったことは想定できなかったのか。あるいは切土、盛土する際、表土はどっかにはねといて後で整地するときを持ってきて、それを表土として使うというようなことが考えられるんですけど、まさか工事の段取りミスとかそういうことはなかったんですかね、お伺いします。

○建設課長(村井 俊文君) 川上議員の御質疑にお答えします。

高森近隣公園は谷になっていたものですから、残土で埋め立てをしております。それで当初概略設計をしたときに、造成をしたときに今の土はそのまま使えるということで、直接現地盤に芝を張る予定にしておりましたが、ことしの3月に造成工事に入りましたところ、れきが多く芝の成長また協議を行うのに不適切な土壌ということが判明しましたので、今回厚さ10センチの客土を1万6,700平米客土する予定にしております。

以上でございます。

○議員(川上 昇君) 当初見抜けなかったということであれば致し方ない部分もあるのかなと思うんですけど、この芝生の成長に影響があるというのはどういうことなんですかね。例えば芝生がススキみたいにでかくなってしまうとか、全く生えないとか、いろいろ考えられるんですけど、この影響があるというのはどういうことなんですかね。

そして、役場としてはそれがなるほどということで検証されたのかどうかお伺いします。

○建設課長(村井 俊文君) 今回客土をしましたのは、れきが多くて芝の生長、栄養分がないということで、これを黒土と砂を混ぜた6対4の客土をする予定でございます。

○議員(川上 昇君) 芝生が実際どのようになるかというのは検証は当然時間の関係もあってされてないということだろうと思うんですが。最後にお聞きしますが、ちなみに何立米ぐらいになるんでしょう、その土は。

○建設課長(村井 俊文君) 一応10センチでありますので、先ほど1万6,700平米と言いました。これで1,670立米ぐらいだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 12、13ページの土地の収入なんですけど、3,135万——あ、ごめんなさい。12、13ページ、土地を売り払ったということでの収入なんですけど、3,135万7,000円と立木の420万について、どこのものかをちょっと知りたいということと。

23ページの国有林の売り払い金と言われましたけど、どこの国有林でしょうか教えてください。

○総務課長(諸橋 司君) 内藤議員の御質疑にお答えをいたします。

土地売り払い収入の件なんですけど、仲原地区、これが343.19平米、金額にして201万9,971円、それから出水原南、これが138平米、369万9,999円です。それから昭和、これは農協果汁に払い下げをした分なんですけど3,986.17平米、金額が2,563万7,613円の3物件でございます。

以上です。

○農林水産課長(押川 義光君) 内藤議員の御質問にお答えいたします。

13ページにあります立木売り払い収入、立木売り払い収入でございますが420万2,000円、地域としましては込ノ口の奥地にあります国有林の群衆契約に分収契約に基づく収入でございます。分収契約を行いまして、それを国のほうが売り払いを行って、その契約に基づいて70%相当が町に入ります。それで67%相当を地元に戻して、町が3%利益を得るという契約でございます、23ページにあります、23ページ6款2項2目にあります分収林立木売り払い金という407万9,000円、これが地元に戻すお金、先ほど申しました67%相当分ということになっております。

以上でございます。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 今説明されたのちょっと文章でいただきたいんですけど、だめですか。諸橋課長の3件だったから、済みませんけど。

○議長(山下 壽君) はい、内訳を出すそうです。

ほかに質疑ありませんか。

○議員(林 光政君) 農林水産課長にちょっとお尋ねいたします。

23ページの漁具倉庫のことについてちょっとお尋ねしたいんですが、大体3棟建っていると思うんですよね。この3棟分でしょうか、それとも1棟か、ちょっとそのあたりをお尋ね

いたします。

○農林水産課長(押川 義光君) 林議員の御質問にお答えいたします。

ただいまおっしゃったとおり3棟ございますが、一番南側に位置しております倉庫でございます。昭和61年(リマ)区域の補助事業で建設いたしました分の屋根の補修工事ということで計画しておるところでございます。

以上です。

○議員(林 光政君) わかりました。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は各所管事項別にそれぞれの所管の常任委員会に、議案第55号は文教厚生常任委員会にそれぞれ付託します。

日程第13 同意第3号「教育委員会委員の任命について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(米山 知子君) 教育委員の略歴が書いてありますが、この方を私、前回の教育委員のときにはやっぱりPTAとしての経歴ということをお尋ねしたんですが、経歴見ますと通山小学校のPTA会長とかもなさってますけれども、いわゆる第1子の年齢は幾つでしょうか。

○教育総務課長(吉田 喜久吉君) 米山議員の御質問にお答えいたします。

今現在国光原中学校に3年生と1年生の生徒2名いらっしゃいます。

以上です。

○議員(米山 知子君) はい、わかりました。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので討論を省略し、直ちに採決に入ります。この採決については竹本修君ほか1名から無記名投票されたいとの要求がありますので、会議規則第81条第1項の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長(山下 壽君) ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に中津克司君

及び河野幸夫君を指名いたします。

投票用紙をお配りします。

〔投票用紙配付〕

○議長（山下 壽君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載して投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（山下 壽君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。順次投票願います。

〔議員投票〕

○議長（山下 壽君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。中津克司君及び河野幸夫君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（山下 壽君） 投票の結果を報告します。

投票総数12票、そのうち賛成11票、反対1票。以上のおり賛成が多数であります。したがって、同意第3号はこれに同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（山下 壽君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

なお、引き続きただいま付託されました議案について、各常任委員会ごとの審査をお願いします。

午前10時30分散会
